

### 第344回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 平成25年5月21日（火）午前10時15分から午前10時45分まで
- 2 場 所 倉吉交流プラザ2階 生涯学習センター第1研修室  
（倉吉市駄経寺町187-1）
- 3 出席者 委 員：田口会長、内藤委員、井本委員、米村委員、生越委員、武良委員、  
米田委員、遠藤委員  
鳥取県：平野境港水産事務所長、細本同所課長補佐、  
森下空港港湾課長  
清家漁業調整係長、森田漁業調整係長  
事務局：岸本事務局長、宮永次長、前田書記
- 4 傍聴者 0人
- 5 議事  
（1）漁業権の免許一斉切替えに係る漁場計画（案）について（答申）  
（2）日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員の互選について（協議）

#### 6 議事の経過及び結果

岸本事務局長が開会を宣言し、田口会長の挨拶の後、議事録署名人として、井本委員、遠藤委員が指名され、議事に入った。

#### 議事1 漁業権の免許一斉切替えに係る漁場計画（案）について（答申）

〔原案に同意する旨が決議された。〕

〔田口会長〕 では、議事に入ります。先ほど申しあげましたように、本日、公聴会を終えました。諮問いただいた漁業権の免許一斉切替えに係る漁場計画の案に対する答申に対して、公聴会を開かせていただいて、公聴者無しということで推移しております。それに基づきまして、この委員会で答申の判断をしていただくこととなります。その件について、協議をしたいというふうに思います。事務局の方に説明をお願いします。

〔前田係長〕 はい。そうしますと、資料1というものがございしますが、資料1が漁場計画案ということで、これが縦覧したものということであります。それから、資料1の参考資料ということで、これまでの漁場計画の比較表ということで参考資料を付けております。漁場計画については、これまでずっと協議をしてまいりました。公聴会を先ほど経まして、利害関係者の意見を聴いたと、聴いたというか、利害関係者の意見は無かったという整理になるかと思えます。で、あとはこれらを踏まえて答申、委員会として審議していただいて、答申をしていただけたらなということになります。説明は簡単ですが、以上です。

〔田口会長〕 はい。ということでございます。それに関して、皆さん方の質疑があれば、お願いします。遠藤さん、聞くこと無いですか。

〔遠藤委員〕 無いですなあ。

〔田口会長〕 無いですか。空港港湾課長さんもお越しになってますが。はい、どうぞ。

〔遠藤委員〕 ええですか。その、港内の漁業権ですね。その鳥取港なんかでも、その賀露地区の漁業者からでも、何とか漁業権を設定して欲しいというふうな会合の度のその要望は挙がるです。そこのところのできないというふうな理由を話ししていただければ。

〔森下空港港湾課長〕 はい。鳥取港は、重要港湾ということで、特に、漁船は西浜地区に漁港区ということで、漁船ばかりを止めるようなところ、あるいは賀露地区と言いまして、そこにも漁船だまりということで、漁船の係留場所というものを、ある程度決めております。それで、片やその物流というふうなことを我々は言うのですけれども、貨物船とか、最近ではクルーズ船なんかも入ってきます。そういうものを止めるのが千代地区というふうなことで、そういう施設、係留施設がございまして、そういう棲み分けをしております。それと、あと、マリーナと言いまして、これはプレジャーですね。ヨットとか、モーターボート、そういうものも千代地区と賀露地区に設定しております。それから、あと、港湾工事と言いますか、要は防波堤とか、そういうものを工事してますので、作業船なんかも係留しております。それから、あと、鳥取海上保安署ということで、そういう船の、官庁船と言いますけど、そういうことでございまして、漁船ばかりじゃなくて、いろんな船が行き来するという、そういうその船の、船舶のですね、航行上、どうしても行き来があるということで、それなりにルールを守って船舶を通行していただく。それと、港ができてから、20年、30年経つのですけれども、施設自体が、老朽化という言葉で言うんですけれども、そういう補修工事なんかもやっていますし、外海に面した所では防波堤の延伸工事もやっております。そういうことで、施設の維持管理、あるいは船舶の航行を鑑みて、港内がそういう漁場というよりも、そういう船舶の行き来、係留場所だという位置付けで、優先的にそういうことを考えていますので、漁場としては除いていただきたい。これは従来からの考えで、そういう設定をしてきたところでございます。それで、その港湾区域っていうのは、東でいえば砂丘に隣接した所から空港の近くまで、ぐるっと2kmぐらい、こう、港湾区域って設定をしてるんですけども、その中でも、港内以外の外海については、漁業権が設定してあるということで、そういう棲み分けをお願いして、今後もそういう形で管理をしていきたいと、港湾管理者として、そういう管理をしていきたいというふうに考えてますので、その辺をご理解いただきたいということでございます。

〔田口会長〕 はい。説明が終わりました。よろしいですか。

〔遠藤委員〕 はい。よろしいんですけども、漁業者の困ったっていうその話は、要は、その漁場を設定していないだけえ、その外部からその捕られてしまうと。例えば、カキにしても、サザエ、何にしてもね。まあそういったその困るとるという声を聞いていただいて、これからの話に、考えていただきたいなというところでして。

〔森下空港港湾課長〕 もちろん、工事するときにも、漁業者の方には、利害関係者って言いますけど、そういう方にはご説明をして、工事を進めたりしていますので、今のその漁場として、港内にいい所があるというふうなことも、配慮できる部分は配慮して進めたいと思います。

〔遠藤委員〕 その、ええ漁場のところをね、まあここだけはというようなことで、していた  
だければ、そりゃ漁業者は。

〔森下空港港湾課長〕 まあ、お気持ちは分かりましたから。はい。お気持ちは分かりました。

〔遠藤委員〕 そういうことで、よろしくお願いします。

〔森下課長〕 はい。

〔田口会長〕 他にありませんか。無いようでしたら、本案、諮問案、これをそのまま、ここ  
に資料1として添付されておりますが、このとおり、よろしいという形で答申をしてよろ  
しいですか。

〔一同〕 はい。

〔田口会長〕 はい、ありがとうございます。じゃあ、そのような形で、取り計からさせてい  
ただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

## **議事2 日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員の互選について（協議）**

〔生越委員が互選された。〕

〔田口会長〕 では、次の案件ですが、ここに書いてございますように、日本海・九州西広域  
漁業調整委員会の委員の互選ということでございます。生越委員さんにお世話になってい  
るというわけでございますが、任期4年ということで、その任期前ということでもあります。  
その案件について、協議をしたいところです。説明をお願いします。

〔前田書記〕 はい。そうしますと、資料2について説明させていただきます。これは、水産  
庁の資源管理部長から通知があったものなんです、日本海・九州西広域漁業調整委員会  
について互選をして、その結果について報告をなさいということで文書がまいりました。  
ちょっと1枚、裏側はぐっていただきますと、これは24年8月改選後すぐの委員会なん  
ですが、そのときの資料を抜粋したものであります。広域調整委員会というものを、ちょ  
っと、どういうものだったかというのをおさらいしたいんですが、委員会というのは、都  
道府県の区域を越えて広域に分布し、かつ、それを漁獲する漁業調整が大臣管理と複数の  
知事管理にまたがるような、水産資源を管理する場合での漁業調査ということでもあります。  
委員会は、基本的には資源管理に関する協議、調整を行うということでもあります。先ほど、  
会長からお話いただきましたとおり、現在、生越委員が鳥取海区としての互選委員とい  
うことで活動していただいています。で、任期が、21年10月1日から25年9月30日とい  
うことでありまして、一旦、その前回の、前回というか8月の委員会で、下の水産庁の指  
導っていうところに少しあるんですが、互選委員として各委員が任命される、そのまま再任  
された場合、生越委員さんが、ずっと広域調整委員の互選委員であったんですけど、改  
選に伴って、そのまま再任されましたということだったわけです。で、その場合は、引き  
続き海区の互選委員として、任期を継続するというものであります。ただ、この任期っ  
ていうのは、当然25年9月30日ということでありまして、今回、改めて互選をする必要  
があるということになります。ですんで、25年10月1日からの任期について、4年間、  
新たな任期について互選をしていただけたらということでもあります。説明については、以

上であります。

〔田口会長〕 説明が終わりました。皆さん方のご意見をいただきたいと思います。でも何か言いだしてもらわんと、このまま黙っとったっていけん。

〔米村委員〕 ちょっといいですか。

〔田口会長〕 はい、どうぞ。

〔米村委員〕 この一番下の、現在の互選委員が海区委員に選任された場合、引き続き海区互選委員として任期を継続する。これはもう鳥取の海区委員に再任されたら、もう自動的に互選委員として任期を継続するという意味ですか。

〔前田書記〕 そうですね。改選ですね。24年8月に今の委員さん、改選されたということなんですが、その場合に以前から互選委員さんだった、こちらで言うと生越委員さんが再選されたということになったんで、継続で今まできてたということになります。その任期っていうのは25年9月30日までということで、海区の任期とちょっとずれがあるということでこのような取り扱いになったということです。

〔米村委員〕 難しい環境に入ってますんで、漁業取り巻く環境っていうのは、かつて無いほどの厳しい、起きた変革、転機的环境下ですんで、またここは、初めて互選委員になって云々となると、その互選された委員さんも相当勉強してかかるとね、新たに。大変なエネルギーが必要だろうと思います。当然、生越さんはベテランですからそういう面では。中央にも顔が利くし、生越さんでいいじゃ無いでしょうか。か、まあ生越さんが判断、あとは。ねえ。

〔田口会長〕 まず委員の皆さん方の、生越さん以外の、これ互選というような形ですから、ご意見を聞いて、それで生越さんにふって、それで了解をしていただくならそうだとこのふうな段取りを踏みたいと思いますので。今の米村委員さんのご意見に対して、他の委員さんは。

〔一同〕 異議ありません。

〔田口会長〕 いいですか。

〔一同〕 はい。

〔田口会長〕 ということで、今日欠席の2名さんがいらっしゃいますけども、本日の委員会出席の委員の皆さん方から、引き続き生越委員さんに、この役目を背負ってもらいたいというご意思がございますんですが、生越委員さん、いかがでございましょうか。

〔生越委員〕 はい。すいません。私もなあようでやっとなるもんだけども、なんにしても、言葉が分からないで知識も無い格好だけれども、皆さんのご意向とあらば、ちょっと受けたいと思いますし、これも4年間では無いんですね。次の改選は、恐らく私では間に合わんと思うし、歳なもんで。だけ、8月何日かは、これは交代になると思いますけども、与えられた期間、日々一生懸命頑張ります。それで、始めになりますけど、この広域漁業調整委員は何者だと今、いろいろ言われたけども、これ元々は、鳥取沖に魚礁を作ろうか。軍艦場に魚礁を作ろうか、という鳥取県の智慧が出たところ、いや、魚礁を作ったら網の打ち場が無くなる、いうようないろいろ問題が起きて、だったら大きな面で、県というよりか、国の直轄でやろうかというのが一番私の大きな主の仕事だった。それで国でやってもらって、今は21カ所、その古い時よりいっておりますけど、近所にも大きな魚礁を作ってもらった。今資源管理を我々10年間やって、予想以上にいい格好で資源管理ができたな

という評価を受けますし、後は魚礁の問題で、私はこの前もちょっと話したけど、今、境のと、境水道の地区と、隠岐の島と、それから島根半島の真ん中とのね、大きなフロント魚礁を作ろうかという計画がありますけど、そこら辺を含めて一生懸命頑張ります。よろしくをお願いします。

〔田口会長〕 はい。ということで取り計らってください。はい。そしたら一応、予定された議事案件はこれで終了いたします。

## その他

〔田口会長〕 その他っていうのございますか、事務局の方で。

〔前田書記〕 はい、その他でいくつかあります。私の方からは参考資料というものについて、今後のスケジュールについて、ご説明させていただきたいと思います。このスケジュールに関しては、前回の委員会でも示したものなのですが、少しずつ駒を進めて、今、中ほどの公聴会が終わりまして、海区漁業調整委員会の漁場計画に対する答申というところまで進みました。5月21日の予定となっていましたけれど、先ほど、原案どおりで良しとする答申をいただきましたので、以後の予定は、今、予定ってなってますけれど、かなり高い確率で、このような日程で進んでいけるのではないかなと思います。あとは、事務手続き上のことなんですけど、5月31日に漁場計画として決定・公示というふうの流れでまいります。それから、漁業権の免許の申請、それから漁業権行使規則の認可申請というものを、6月1日から7月5日を予定しておりますけれど、この期間に受付をするということになります。で、海区委員会としては、7月下旬に少なくとも開催させていただきたいなあと考えてるんですけど、適格性・優先順位の審査、諮問・答申というふうに書いております。先ほどの免許申請というものが挙がってくるんですけど、いったん事務局の方で審査とか、優先順位とかするわけなんですけど、それが正しい判断かどうかというのを、委員の皆さまに見ていただいて、それを確認していただくと。で、その上で、よろしいですよというふうな答申をいただけたら、その時は、初めて免許することができるということになります。その切替えっていうのは9月1日ということですので、9月1日にはその作業を終えたいというふうに考えております。ですので、委員会としては7月下旬頃、漁業権に関するものに関しては7月下旬頃させていただきたいなあとということになります。私の方は以上です。

〔清家係長〕 では次の、ちょっとまあ報告というのか、その他案件でさせていただきたいんですが、従来からいろいろご審議をいただいております沖合でのパイカゴ漁業の関係についてなんですけれども、まず操業期間を6月1日から8月31日までというような形で、今、許可の状態になっております。今の現在の許可の状況について、ご報告差し上げたいと思います。現在の、本日までのですね、許可の状況は、1件でございます。漁業組合員の方が1件、許可を申請して受けてるというような状況でございます。ちなみに昨年なんですけど、昨年は3隻、許可を行なっております、操業実績はなかったというふうな状況でございます。その操業実績がなかった1つの理由といたしましては、販売のルートとかですね、そういった採算性のことをちょっと操業者の方が気にしておられたというこ

ろもありまして、実際のところはなかったという形でございます。なお、実は、これまでもですね、このバイかご漁業につきましてはですね、この漁業について、行った者はですね、実は、度重なる指導について、言うことを聞かなかったとといったらおかしいんですけど、指導にもかかわらず、違反を受けて検挙されたというようなことがございまして、適格性を含めましてですね、許可の取り消しを行いたいという旨の、委員会の方で諮問させていただいたところなんですけど、この件についてはですね、平成 24 年 5 月 7 日に鳥取県の方で、漁業許可を取り消しました。その許可を受けてた者がですね、で、現在はどうかというのと、その許可を取り消された者がですね、国に対して審査請求という、これは行政の手続きの手法なんですけども、国に対して、この審査を行ってくださいという話の内容が出てきておりました、これ、県の方を今、国の方で審査をしていると、そういうような状況でございます。今、私の方の状況は、このような状況でございます。

〔田口会長〕 以上。

〔清家係長〕 はい。以上です。

〔田口会長〕 なんか、質問ありますか。

〔遠藤委員〕 いや。初めての話し。先回からおったわけじゃないです。自分は初めてです。

〔米田委員〕 はい。会長さん。

〔田口会長〕 はい。はい。どうぞ。

〔米田委員〕 この今、1 隻申し込んでるといのは、もう、これは 6 月から、6 月 1 日ということでしょ。

〔清家係長〕 はい。

〔米田委員〕 許可の方は。

〔清家係長〕 しております。

〔米田委員〕 しておりますということかな。

〔清家係長〕 1 隻許可してますっていう形です。今現時点で。

〔井本委員〕 その船とは別。

〔清家係長〕 別です。

〔井本委員〕 ですか。

〔清家係長〕 はい。別です。はい。

〔遠藤委員〕 許可停止というのは別の船。

〔清家係長〕 はい。別の船です。1 隻許可をまずしておりますっていう話ですね。漁協組合員。で、それ以外に、実は、違反を繰り返していた者もいたんですけども、その者については、許可の取り消しを行ったという話しなんです。ちょっと、すみません。説明が悪かったですね。まず、今年の状況は、1 隻許可をしております。

〔米田委員〕 境漁協で。

〔清家係長〕 はい。境の漁協の組合員の方というふうにお聞きしております。それが、今年の状況です。

〔米田委員〕 前の条件と一緒に。かごの数もみんな、前の条件と、数を変えて無い。

〔田口会長〕 はい。そういうことですが、いいですか。じゃあ、次の案件ありますか。

〔岸本事務局長〕 ちょっと、一言報告といえますか。実は、全国の海区漁業調整委員会連合会という組織がございまして。私ども、全漁調連というふうな言い方をしておるんですけど

も。実は、年1回会報が発行されまして、つい先日、私にも届いたんですけども、今日、皆さんにお配りしようとして持って来る予定だったんですが、持って来るのを忘れておまして、申し訳ございません。また、次回の機会にお渡ししたいと思います。で、この全漁調連のニュースとしてですね、役員改選がございました。長らく、田口会長さんにですね、理事であり、また副会長ということで重責を背負って、ほんに背負っていただいて肩が凝るぐらいの重荷だったと思います。省庁への陳情といったようなこともですね、本当に大変ではなかったかなと思っております。本当にお疲れさまでした。

〔田口会長〕 いや、いや。

〔岸本事務局長〕 引き続きですね、鳥取海区の会長ということで、引き続きどうぞよろしくお願いたします。私からは以上でございます。

〔田口会長〕 他にありますか。

〔米田委員〕 会長、すみません。1回ちょっとお願いします。

〔田口会長〕 はい。

〔米田委員〕 キンコバイの放流はこれはどうなっとるでしょう。2日ほど前に、羽尾の漁業者がもう去年の半分も捕れないっちゃうことで、ちょっと田後の方に来られとって。組合では無しです。漁業者ばかりちょっと話した時に、去年より半分も捕れないのでどうなっとるだろう。あれは、東部振興では、生越さん、放流のちっこいの捕るしな。僕はちょっと欠席しとったですけど。あれはどうなっとるんですかな。

〔宮永次長〕 新港の方は、本来担当しとる事業なんですけども、一応、東部振興岩美地域につきましてはですね、各支所、1万個ずつということですね、放流がなされる今年は予定になっております。で、昨年がですね、種苗生産が不調であったということがありまして、放流ができなかったという実態はありましたけども、去年はですね。その前は放流できとりますし。昨年がちょっとできなかったと。で、今年は予定どおり漁業者、あるいは漁協からの要望に沿った形でですね、放流できるように、種苗生産がこれから開始されるという形になると思います。

〔米田委員〕 そうか。はい。分かりました。

〔宮永次長〕 産卵期が6月、7月といった辺りですんで、それぐらいに種苗生産が開始されるということでございます。

〔米田委員〕 はい。どうも、どうも。

〔田口会長〕 他に委員さんの方から、何かありますか。ありませんか。はい。無いようでございますんで、これもちまして、本日の344回の海区調整委員会を終了したいと思います。ありがとうございました。

〔事務局〕 ありがとうございます。

この議事録の真実を記するため、議長及び議事録署名人をして署名押印させる。

平成25年5月21日